

20【内閣府・内閣官房】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
1 NPO法人設立認証手続きにおける申請書類の縦覧期間の短縮					
038100	山口県 (ロボットタクシーに係る追加共同提案者) 周防大島町 ロボットタクシー(株) (以下水素関係の提案に係る共同提案者) 周南市 ㈱トクヤマ徳山製造所 東ソー(株)南陽事業所 出光興産(株)徳山事業所 ㈱トクヤマロジスティクス 長府工産(株)	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 “「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点”	特定非営利活動促進法第10条第2項	地域コミュニティ組織等がNPO法人化する 場合について、設立認証申請時の縦覧期間を短縮	内閣府としても、地方創生や一億総活躍社会の実現の上で特定非営利活動法人(NPO法人)は重要な担い手となっており、これらの活動の広がりを後押しすることは重要な課題であると認識している。 所轄庁が一定の書類を公衆の縦覧に供する規定(特定非営利活動促進法第10条第2項)は、「市民による緩やかな監視」という基本的な考えの下、立法時に定められたものであるところ。 今般成立した改正特定非営利活動促進法では、縦覧期間を2か月から1か月に短縮するとともに、縦覧に供される情報が短期間で広く周知されるよう、現行の公告に加えてインターネットによる公表を可能とする措置を講じたところである。 なお、国家戦略特別区域法においては特例的にNPO法人の認証申請の添付書類の縦覧期間を2週間に短縮する措置を講じているところ。
038120	山口県 (ロボットタクシーに係る追加共同提案者) 周防大島町 ロボットタクシー(株) (以下水素関係の提案に係る共同提案者) 周南市 ㈱トクヤマ徳山製造所 東ソー(株)南陽事業所 出光興産(株)徳山事業所 ㈱トクヤマロジスティクス 長府工産(株)	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 “「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点”	特定非営利活動促進法第10条第2項	地域コミュニティ組織等がNPO法人化する 場合について、設立認証申請時の縦覧期間を短縮	内閣府としても、地方創生や一億総活躍社会の実現の上で特定非営利活動法人(NPO法人)は重要な担い手となっており、これらの活動の広がりを後押しすることは重要な課題であると認識している。 所轄庁が一定の書類を公衆の縦覧に供する規定(特定非営利活動促進法第10条第2項)は、「市民による緩やかな監視」という基本的な考えの下、立法時に定められたものであるところ。 今般成立した改正特定非営利活動促進法では、縦覧期間を2か月から1か月に短縮するとともに、縦覧に供される情報が短期間で広く周知されるよう、現行の公告に加えてインターネットによる公表を可能とする措置を講じたところである。 なお、国家戦略特別区域法においては特例的にNPO法人の認証申請の添付書類の縦覧期間を2週間に短縮する措置を講じているところ。

20【内閣府・内閣官房】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
067070	高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服【～移住者をつくる元気な地域～】	特定非営利活動促進法第10条第2項	(国家戦略特区のメニューと同じ) 特定非営利活動法人の設立を促進するため、その設立認証手続における申請書類の縦覧期間を大幅に短縮する。	<p>内閣府としても、地方創生や一億総活躍社会の実現の上で特定非営利活動法人(NPO法人)は重要な担い手となっており、これらの活動の広がりを後押しすることは重要な課題であると認識している。</p> <p>所轄庁が一定の書類を公衆の縦覧に供する規定(特定非営利活動促進法第10条第2項)は、「市民による緩やかな監視」という基本的な考えの下、立法時に定められたものであるところ。</p> <p>今般成立した改正特定非営利活動促進法では、縦覧期間を2か月から1か月に短縮するとともに、縦覧に供される情報が短期間で広く周知されるよう、現行の公告に加えてインターネットによる公表を可能とする措置を講じたところである。</p> <p>なお、国家戦略特別区域法においては特例的にNPO法人の認証申請の添付書類の縦覧期間を2週間に短縮する措置を講じているところ。</p>

20【内閣府・内閣官房】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
2 国家公務員の退職手当通算期間の特例					
067080	高知県	移住特区を実現し人口減	国家公務員退職手当法7条	(国家戦略特区のメニューと同じ) 国・自治体等に勤務する者を企業で働きやすくする枠組み(一定期間内に再び国・自治体の職員になった場合の退職手当の算定への配慮)を構築する。	いわゆるスタートアップ企業における優秀な人材確保のための枠組みについては、昨年施行された国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成27年法律第56号)において、退職手当法の特例を設けたところ。 御提案はこの枠組みと同様と理解しており、まずは、国家戦略特区制度の活用を御検討いただきたい。
3 公務員の地方議会議員兼職					
082010	㈱特区ビジネスコンサルティング	公務員の地方議員兼職を可能に(「ふるさと選挙」制度の補足提案)	公職選挙法第89条 国家公務員法102条	特区内に限り、国家公務員や他の自治体の公務員が議員兼業できるよう特例を設ける。	公務員は、公職選挙法第89条により、在職中、公職の候補者となることができないとされている。 また、一般職の国家公務員については、国家公務員法第102条により、公選による公職(地方公共団体の議会の議員等)の候補者になることなどの政治的行為の制限がなされている。これは、法令の下において民主的かつ能率的に運営されることが要請される国の行政に携わる一般職の国家公務員は、国民全体の奉仕者として政治的に中立な立場を維持する必要があるためであり、最高裁判例においても、公務員の政治的中立性が維持されることは、国民全体の重要な利益と解されている。 以上のように、公選による公職の候補者になることは禁止されていることから、一般職の国家公務員は、地方公共団体の議会の議員と兼業しえない。

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
4 ワンストップセンターの設置					
048050	広島県	広島県ビッグデータバンク創造・活用特区	国家戦略特別区域法	外国人を含めた企業・開業支援のため、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。	ワンストップセンターは、国家戦略特別区域法第36条の2に基づき、国家戦略特別区域内に設置されるものです。今後、区域ごとに設置される国家戦略特別区域会議での意見等を踏まえ、設置を検討してまいります。
5. 墓地経営におけるコンセッション方式の容認					
090010	㈱特区ビジネスコンサルティング	「ふるさと人材総活躍」で地域をパワーアップ 墓地コンセッション(運営権売却)特区 ～死後も安心できる社会に～	厚労省「墓地経営・管理の指針等について」	墓地経営について、コンセッション方式を認める。	「墓地、埋葬等に関する法律」及び関係省令、通知において、墓地経営者である地方公共団体がその具体的な運営管理についてどのような手法を採用するかについて特段の定めはなく、地方公共団体の裁量に委ねられているところである。 なお、コンセッション(公共施設等運営権)方式は、 ①利用料金の徴収を行う公共施設等について、 ②所有権を公共が有したまま、 ③民間事業者に当該施設の運営等を委ねる方式である(「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第2条第6項)。 このため、①～③の要件に合致する場合には、地方公共団体の判断により、コンセッション方式の活用が可能である。
101080	㈱特区ビジネスコンサルティング	「ふるさと人材総活躍」で地域をパワーアップ	厚労省「墓地経営・管理の指針等について」	厚労省「墓地経営・管理の指針等について」における「墓地経営主体は市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られること。」において、コンセッション方式を認める。	「墓地、埋葬等に関する法律」及び関係省令、通知において、墓地経営者である地方公共団体がその具体的な運営管理についてどのような手法を採用するかについて特段の定めはなく、地方公共団体の裁量に委ねられているところである。 なお、コンセッション(公共施設等運営権)方式は、 ①利用料金の徴収を行う公共施設等について、 ②所有権を公共が有したまま、 ③民間事業者に当該施設の運営等を委ねる方式である(「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第2条第6項)。 このため、①～③の要件に合致する場合には、地方公共団体の判断により、コンセッション方式の活用が可能である。

20【内閣府・内閣官房】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
6. 「官民交流のための人材流動化センター」の設置					
-	愛媛県 今治市	「スポーツ・ベンチャー」 の振興	国家戦略特別区域法	「官民交流のための人材流動化センター」を 設置	広島県・今治市国家戦略特別区域計画に、「広島県スタートアップ人材マッチング支援センター」の設置が盛り込まれた。